

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その用途を明確化することが求められています。

平成30年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	650,000 千円
（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	11,083,932 千円

（単位：千円）

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,091,341	1,361,389		31,167	83,606	615,179
	高齢者福祉事業	85,961	1,579		1,795	9,881	72,706
	児童福祉事業	4,565,197	2,368,679	13,500	456,569	206,560	1,519,889
	母子福祉事業	293,919	105,128		2,054	22,342	164,395
	生活保護扶助事業	1,318,764	934,452		2,000	45,742	336,570
	小計	8,355,182	4,771,227	13,500	493,585	368,131	2,708,739
社会保険	介護保険事業	894,390	7,825			106,073	780,492
	国民健康保険事業	466,885	246,839			26,327	193,719
	後期高齢者医療事業	910,714	107,663			96,081	706,970
	小計	2,271,989	362,327	0	0	228,481	1,681,181
保健衛生	疾病予防対策事業	448,197	7,676		1,504	52,526	386,491
	医療提供体制確保事業	8,564			1,361	862	6,341
	小計	456,761	7,676	0	2,865	53,388	392,832
合計	11,083,932	5,141,230	13,500	496,450	650,000	4,782,752	